

平成 19 年 4 月 6 日
関 東 財 務 局

株式会社関東つくば銀行に対する行政処分について

1. 株式会社関東つくば銀行(本店：土浦市)については、営業店において発生した顧客預金着服等の複数の不祥事件に関し、銀行法第 24 条第 1 項の規定に基づき、事実関係及び発生原因等の報告を求めたところ、法令等遵守態勢の確立に向けた取組みが不十分で、営業店において内部牽制機能が十分に発揮されていないなど、内部管理態勢に重大な問題があると認められた。
2. このため、本日、同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、下記の内容の業務改善命令を発出した。

記

(1) 法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

- ① 法令等遵守に係る経営姿勢の明確化及び全行的な法令等遵守意識の醸成
- ② 取締役会及び本部の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立
- ③ 営業店における厳正な事務処理の徹底及び内部牽制機能の充実・強化
- ④ 本部監査機能の充実・強化
- ⑤ 適切な人事管理・人員の配置の実施

(2) 上記(1)に関する改善計画を平成 19 年 5 月 7 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

連絡・問い合わせ先
関東財務局理財部金融監督第 1 課
電話 048-600-1275(ダイヤルイン)